**入札に関する一般事項**

**１　入札に付する貸付物件に関する事項**

（１）貸付物件名　　自動販売機設置に係る市有財産の貸付け　物件番号　１～３

（２）設置場所　　別紙「貸付物件一覧」のとおり

（３）貸付条件等　　別紙「仕様書」、「貸付物件一覧」のとおり

（４）貸付期間　　令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（５）最低貸付料　　別紙「貸付物件一覧」のとおり

**２　入札者に必要な資格に関する事項**

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）入札公告の日から過去２年間において、政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

（３）入札の参加の申込みをした日において引き続き１年以上、法人の場合は四日市市内に本店、支店、営業所等を有し、個人の場合は四日市市内に住所を有していること。

（４）入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者であること。

（５）入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２０年２月５日告示第２８号）に基づく入札参加資格停止等の措置又はこれに準ずる措置を受けている期間がない者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（８）本市の市税を滞納していないこと。

（９）入札公告の日から過去３年以内に、自ら管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を有していること。

（１０）物件番号２については物件番号１の落札候補者でないこと。（落札候補者は１５により決定する。）

**３　入札参加申込みの受付の期間及び場所**

（１）受付期間　令和3年2月15日（月）～　2月22日（月）（閉庁日を除く。）

午前８時３０分～午後５時１５分

（２）受付場所　四日市市諏訪町１番５号　四日市市役所　文化振興課（本庁舎５階）

（３）提出書類　一般競争入札参加申込書（要領様式第１）

**４　契約条項を示す期間及び場所**

（１）期　間　令和3年2月15日（月）～　2月22日（月）（閉庁日を除く。）

（２）場　所　四日市市諏訪町１番５号　四日市市役所　文化振興課（本庁舎５階）

**５　入札及び開札の日時及び場所**

（１）日　時　令和3年2月25日（木）午前11時30分

（２）場　所　四日市市諏訪町１番５号　四日市市役所　第一入札室（本庁舎５階）

**６　入札の無効に関する事項**

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

（１）入札参加資格を有しない者のした入札

（２）入札に際して談合等による不正行為があった入札

（３）談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

（４）同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札

（５）他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札

（６）記名及び押印のない入札

（７）入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

（８）入札書の金額等の表示を改ざんし、又は訂正した入札

（９）予定貸付料率未満の入札

（10）開札に立ち会わない入札参加者がした入札

（11）保証金を納めない落札候補者がした入札

（12）その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

**７　入札保証金に関する事項**

　　この入札に係る入札保証金は免除します。ただし、落札候補者と決定された方は、別途、保証金を納めていただく必要があります。（詳しくは、１４、１５をご確認ください。）

**８　仕様書の縦覧の期間及び場所**

（１）期　間　令和3年　2月15日（月）～　2月22日（月）（閉庁日を除く。）

（２）場　所　四日市市諏訪町１番５号　四日市市役所　文化振興課（本庁舎５階）

**９　仕様書の配布の期間、場所及び方法**

（１）期　間　令和3年　2月15日（月）～　2月22日（月）（閉庁日を除く。）

午前８時３０分～午後５時１５分

（２）場　所　四日市市諏訪町１番５号　四日市市役所　文化振興課（本庁舎５階）

（３）方　法　上記場所にて配布するほか、四日市市のホームページよりダウンロードにて配布します。

**１０　仕様書等に対する質問に関する事項**

（１）提出方法　仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（要領様式第２）を電子メール又はＦＡＸで提出してください。

（２）提出期限　令和3年　2月22日（月）午後５時１５分まで

（３）回答方法　（２）の期限までに受け付けた質問に対する回答については，回答書（要領様式第３）により質問者に回答します。また、四日市市のホームページに掲載します。

（４）提出先　四日市市役所 文化振興課 宛

電話番号　０５９－３５４－８２３９（直通）

FAX番号　０５９－３５４－４８７３

メールアドレス　bunkashinkou@city.yokkaichi.mie.jp

**１１　入札金額について**

（１）入札金額は、１（４）の貸付期間中の貸付料の総額（５年分）を記入してください。

（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（貸付料総額）の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記入してください。ただし、貸付物件が「土地」である場合は、消費税及び地方消費税が非課税のため、見積った契約希望金額を記入してください。

**１２　入札書について**

（１）入札参加者は、指定の入札書（要領様式第４）の入札しようとする物件の入札金額（物件番号１及び２）を欄に１１で説明した金額を記載のうえ記名押印し、入札用封筒（市指定）に入れ封緘してください。

入札用封筒には、住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、５に示す日時及び場所に持参してください。

（２）入札書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。

（３）郵便、ＦＡＸ、メールその他の方法による入札は認めません。

（４）代理人が入札書を持参する場合は、入札前に委任状を提出してください。（法人の場合、代表者以外の従業員等が入札書を持参する場合も委任状が必要となります。）

**１３　開札**

（１）開札は、５に示す日時及び場所で、入札の終了後直ちに行います。

（２）開札は入札参加者を立ち会わせて行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札参加者がした入札は無効となりますのでご注意ください。

**１４　落札候補者の決定**

物件番号順に以下のとおり落札候補者を決定します。

　（１）物件番号１

最低貸付料以上で入札した方のうち、最高貸付料で入札した方を落札候補者と決定します。

（２）物件番号２

物件番号１の落札候補者がした入札を除いて、最低貸付料以上で入札した方のうち、最高貸付料で入札した方を落札候補者と決定します。

（３）物件番号１～２共通

落札候補者となるべき同額の入札者が２以上あるときは、直ちに当該入札参加者らによるくじによって落札候補者を決定します。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。

**１５　保証金について**

　　　１４で決定した落札候補者は、次に掲げる保証金を納めていただきます。万一、これを納めないときは、当該落札候補者がした入札は無効となりますので、ご注意ください。

（１）保証金の額　物件番号１及び２について、入札金額の１００分の５以上

（２）納付期限　　令和3年　3月　8日（月）まで

**１６　資格確認書類の提出**

落札候補者は、２に掲げる必要な資格の確認を受けるため、以下に定める提出書類（各１部）を持参により提出してください。

（１）提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（要領様式第６）

イ　誓約書（要領様式第７）

ウ　自動販売機の管理関係等に関する届出書（要領様式８）

エ　証明書類（官公署が発行するものは、発行日から３ヶ月以内のもの）

法人：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

　　　営業所等の建物に係る賃貸借契約書等の写し又は登記事項全部証明書

個人：住民票の写し（本人分のみ）

身分（元）証明書（本籍地の市町村で発行）

オ　四日市市税の未納がないことの証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。本庁舎２階市民税課で発行）

カ　入札公告の日から過去３年以内に、自ら管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を証する使用許可書又は契約書の写し

（２）提出期限　令和3年　3月　10日（水）午後５時１５分まで

（３）提出先　四日市市役所文化振興課（本庁舎５階）

**１７　設置事業者の決定**

（１）提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、落札者（＝設置事業者）として決定します。

（２）入札の結果については、入札執行調書（要領様式第１０）により公表します。公表場所は、四日市市役所文化振興課及びインターネットのホームページとします。

**１８　契約の締結**

（１）四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第４条第４項で規定する「市有財産有償貸付契約書」（様式第３）を例とした契約書により（３）の期限までに契約を締結するものとします。

（２）契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。

　（３）契約締結期限　令和3年　3月16日（火）